



月報 愛知労働局

- 最近の雇用情勢 平成 28 年 2 月 1
- 平成 28 年 2 月末現在の労働災害発生状況 1
- 平成 28 年度「行政運営方針」を策定しました 2
- 平成 28 年度「雇用施策実施方針」を策定しました 3
- 愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン（5 か年計画）を策定しました 5
- 組織改編により「雇用環境・均等部」を新たに設置しました 6
- 一体的な職業訓練実施計画を策定しました 7
- 建築・土木系の学生 & 社会人のためのスペシャル合同説明会を開催しました 7
- 労働者派遣事業・請負事業の適性化に向けた研修会を開催しました 7
- 「知って得する労働法」プレート No. 7 ～ No. 10 8
- 今後予定している主なイベントについて 8



2016
4 月

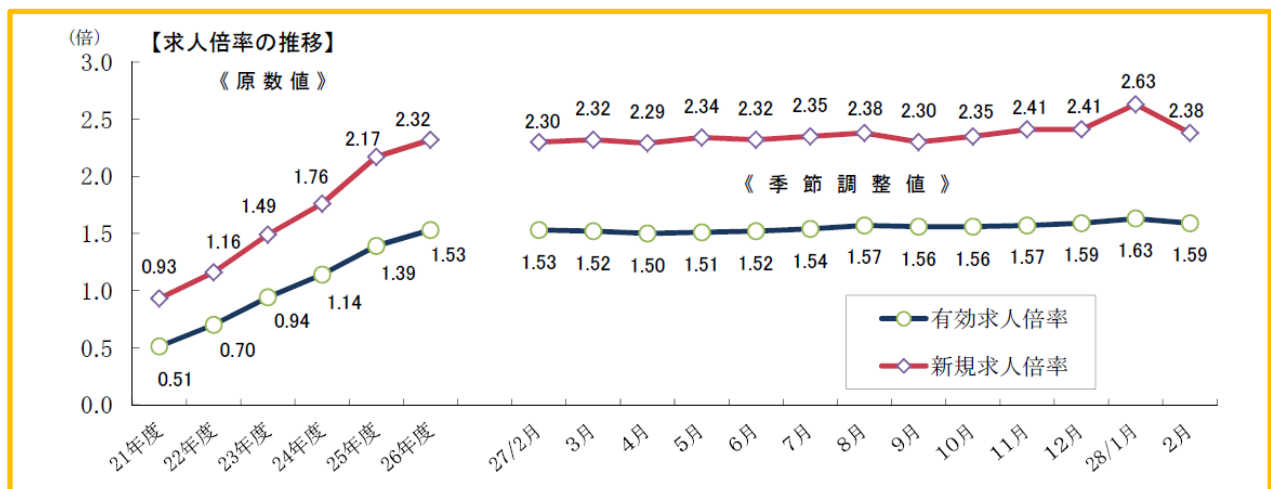
毎月第三稼働日 発行

最近の雇用情勢 平成 28 年 2 月

職業安定課
☎052-219-5578

有効求人倍率は前月から低下したが、緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.59 倍 対前月－0.04ポイント
 - ・ 5 か月ぶりに前月を下回った。
 - ・ 有効求人数は減少（前月比 0.8% 減）、有効求職者数は増加（前月比 1.4% 増）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.38 倍 対前月－0.25ポイント
 - ・ 5 か月ぶりに前月を下回った。
 - ・ 新規求人数は増加（前月比 0.3% 増）、新規求職者数は増加（前月比 10.9% 増）。

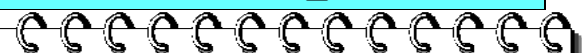


平成 28 年 2 月末現在の労働災害発生状況

安全課
☎052-972-0255

業 種	年 別	平成28年 (人)	平成27年同期 (人)	平成27年同期比 (人)	増減率 (%)
製 造 業		181 (2)	173 (0)	8 (2)	4.6
建 設 業		61 (0)	80 (1)	-19 (-1)	-23.8
陸上貨物運送事業		61 (0)	87 (0)	-26 (0)	-29.9
小 売 業		63 (0)	50 (0)	13 (0)	26.0
通 信 業		16 (0)	9 (0)	7 (0)	77.8
社会福祉施設		21 (0)	19 (0)	2 (0)	10.5
飲 食 店		14 (0)	20 (0)	-6 (0)	-30.0
清掃・と畜業		33 (0)	25 (0)	8 (0)	32.0
上記以外の事業		90 (1)	91 (0)	-1 (1)	-1.1
合 計		540 (3)	554 (1)	-14 (2)	-2.5

※()内は死者数で内数である。



平成 27 年の労働災害は速報段階ですが平成 26 年より 4.7% 程度の減少を見えています。この流れを受け、平成 28 年の労働災害発生状況は 2 月末時点において昨年同期と比べ 2.5% の減少が見られ、引き続き減少傾向は続いています。第 1 2 次労働災害防止計画の目標達成のためには平成 28 年は、平成 27 年比で約 8% の災害減少が必要とされます。

業種別では、昨年減少傾向にあった製造業と小売業は増加に転じている半面、昨年増加傾向にあった陸上貨物運送事業は減少に転じています。

本年度の行政運営の計画

「平成28年度行政運営方針」を策定しました

愛知労働局(局長 藤澤勝博)は、平成28年度の「行政運営方針」を策定しました。

また、これに先立ち、3月14日KKRホテル名古屋において、愛知地方労働審議会(那須民江会長)を開催し、行政運営方針案の審議を行いました。審議会では、非正規雇用労働者対策、助成金の活用状況、ジョブカードの活用方法、愛知における男女の固定的役割分担意識の実態等について意見が出されました。愛知労働局では、これらの意見を踏まえて方針を確定し、4月1日に公表しました。

平成28年度の「行政運営方針」においては、以下の3項目の「最重点対策」と6項目の「具体的対策」を掲げ、自治体、労使団体、関係機関とも連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

最重点対策

- ① 「全員参加の社会」の実現加速
- ② 公正、適正で納得し、安心して働くことのできる環境整備
- ③ 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

最重点対策に上げた3項目については、

- ◇ 非正規雇用労働者対策としての正社員転換・待遇改善推進
- ◇ 若者の就職支援、採用トラブル未然防止
- ◇ 有給休暇取得促進をはじめとする「働き方改革」の推進
- ◇ 愛知の雇用課題である女性・障害者等の活躍推進
- ◇ 長時間労働等削減対策の推進、労働者の安全と健康確保対策の推進等、労働環境の整備
- ◇ 愛知県等、地方自治体との連携を強化、一体となった雇用対策の推進
- ◇ 地域のニーズに即した訓練機会(公的職業訓練・求職者支援訓練)の確保

等を行うことにより、以下の対策を進めます。

非正規雇用労働者対策として、「正社員転換・待遇改善実現(地域)プラン(5か年計画)」を策定し、正社員就職の促進や各種助成による事業主支援等を通じて、正社員を希望する人の正社員化や待遇改善等を進めます。

新卒者や若者が将来に向け希望をもって職業生活が送れるよう、**若者の就職支援**、ミスマッチによる**早期離職の解消**、法令違反があった事業主の**新卒求人の受け付け停止等**、若者の活躍できる環境の整備に取り組みます。

「働き方改革」を進め、仕事と生活の調和がとれた社会の実現を図ります。

女性活躍推進の取組を促進するとともに、両立支援に取り組む事業主を支援し、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現します。

障害者、高齢者が適性と能力を発揮できる社会を構築できるよう、障害者・高齢者雇用対策を推進します。

長時間労働等削減のため、時間外労働が1か月あたり100時間を超えていると考えられる事業場への過重労働防止に向けた監督指導を実施します。

職場でメンタル不調者を発生させないための対策を進めます。

労働災害防止と再発防止対策の徹底について指導するとともに、化学物質による健康障害防止対策を進めます。

適正な派遣事業の運営がなされるよう、的確かつ厳正な指導監督を実施します。

地方自治体と一体となった雇用対策として、国と地方自治体の間で締結する協定や運営協議会の枠組を活用し、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。

関係機関と連携し、**地域のニーズに即した訓練機会**(公的職業訓練・求職者支援訓練等)を確保します。

具体的対策

- ① 雇用環境と男女の均等確保の整備、紛争解決援助のための対策
- ② 安心・安全・健康に働ける職場づくりのための対策
- ③ 雇用の安定と人手不足分野における人材確保対策
- ④ 人材能力開発、キャリア形成と人材育成対策
- ⑤ 労働者派遣事業をはじめとする労働力需給調整事業に係る対策
- ⑥ 労働保険制度の円滑適正な運営

具体的対策としてあげた6項目の中で、

「『雇用環境・均等部』設置に伴うパワハラ、マタハラ、セクハラ等への一体的対応、仕事と家庭の両立支援対策の推進、労働関係法令の周知」

「労働条件の確保・改善に向けた監督指導の実施、労働者の安全・健康確保対策、最低賃金額の周知、『労災かくし』の排除」

「職業紹介業務の充実強化、人手不足分野に対応する人材確保、地方創生に向けた地域雇用対策、地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練」

「派遣事業者に対する指導監督等の派遣労働者対策」

など、愛知労働局の四行政（雇用環境・均等行政、労働基準行政、職業安定行政、職業能力開発行政）の各分野の連携により、取組みを推進していきます。

平成28年度「愛知雇用施策実施方針」を策定しました

職業安定課 調査担当
☎052-219-5578

雇用対策に関する愛知県との連携をまとめた

「平成28年度愛知雇用施策実施方針」を策定しました

この「雇用施策実施方針」は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23）第13条第1項に基づき、地域の実情に即した雇用に関する施策を展開するにあたり、愛知労働局と愛知県がそれぞれの強みを発揮し、緊密な連携の下に協働して取り組むことが重要であることから、愛知県知事の意見を踏まえて策定したものです。

具体的には、人手不足分野や次世代成長産業に向けた人材育成・人材確保、国が行う無料職業紹介等と県が行う業務の一体的実施の取組、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組、若者や女性の雇用・活躍を推進するための企業への働きかけ、障害者の法定雇用率達成や雇用拡大に向けたそれぞれの役割分担による企業に対する働きかけなどの取組みを進めていきます。

また、一昨年7月に、愛知労働局及びハローワークが行う各種の雇用施策と愛知県が行う各種の産業・労働施策において、共同で6つのさらなる連携強化策をとりまとめ推進していることに加え、人材不足が深刻化している介護・看護を始めとする福祉の分野における人材確保について、昨年5月に愛知県と連携策を取りまとめ、課題の早期改善・解決に向け取組を強化しているところです。

これらの雇用対策に関する取組は、愛知労働局と愛知県が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが必要となっています。

このため次頁にあげた各種施策が円滑かつ効果的に実施されるよう愛知県と協働して取り組んでまいります。

加えて、愛知労働局及び愛知県が実施する中長期的目標の実現に向けて連携・協力していきます。

愛知県と連携して取り組む雇用施策

① 産業人材育成と人材確保の促進

- ・ものづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成
- ・産業界・地域のニーズを踏まえた訓練の実施
- ・職業訓練への能動的な誘導と就職支援
- ・若者へのキャリア教育の推進と職業観の醸成
- ・建設、福祉・介護等の人手不足分野における人材の育成・確保
- ・人手不足分野等へのマッチング支援

② 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

- ・若者に対する就職支援
- ・高校生に対する就職支援
- ・大学等新卒者及び既卒者に対する就職支援
- ・「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」の普及・拡大
- ・愛知県正社員転換・待遇改善実現プランの推進

③ 女性の活躍推進

- ・女性の活躍推進に関する取組の促進
- ・両立支援に取組む事業主に対する支援
- ・子育て女性等の就職促進

④ 働き方改革の実現

- ・長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進

⑤ 一体的実施事業等を活用した就職支援

- ・協定に基づく一体的実施
- ・求人情報のオンライン提供

⑥ 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

- ・愛知県政労使協議会の開催
- ・まち・ひと・しごと創生の推進
- ・「地方拠点強化税制」の活用推進
- ・労働環境の整備

⑦ 障害者・高齢者の活躍推進

- ・障害者雇用率達成指導の強化
- ・多様な障害特性に応じた就労促進と地域就労支援の強化
- ・障害者就職面接会の開催
- ・企業トップに対する広報・啓発の推進
- ・主要経済団体等に対する障害者雇用要請等の実施
- ・障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携した就労支援
- ・高齢者等の継続雇用の確保と雇用の推進
- ・高齢者に対する社会参加支援・就農機会拡大の推進



★ 詳しくは愛知労働局ホームページ

(<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku.html>) をご覧ください。

愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）を策定しました

「正社員転換・待遇改善実現本部」を開催し、プランを決定しました

職業安定課

☎052-219-5504

3月25日、愛知労働局（局長 藤澤 勝博）は、「正社員転換・待遇改善実現本部」を開催し、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた、平成28年度から5年間の「愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン」（地域プラン）を策定しました。プランの概要は以下のとおりです。

1 本プラン策定の主旨

少子高齢化の進行により生産年齢人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくために、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善のためプランを策定し取り組むものです。

2 計画期間

平成28年4月～平成33年3月までの5年間

3 プランの概要

- 少子高齢化の進行により生産年齢人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくために、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善のためプランを策定し取り組む。
- 地方公共団体、労使団体を構成員とする「関係機関連絡協議会」「正社員転換・待遇改善実現本部」を開催し、毎年進捗状況を公表する。

(1) 正社員転換

① 不本意非正規雇用労働者の正社員転換

朱書きは、平成28年度から5年間の累計
下線は、愛知労働局独自目標
青字は、本省プランの目標値の上積みとして設定

取 組

目 標

ハローワークによる正社員就職・正社員転換: 196, 500人
ハローワークにおける正社員求人数: 1, 345, 200人
ハローワーク幹部職員による管内業界団体及び事業所訪問件数: 4, 100件

正社員就職の実現
正社員実現に取り組む事業主への支援
経済団体への要請
公共訓練等の実施 等

② 対象者別の正社員転換等

【若者等】

目 標

学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数: 43, 100件
ハローワークの職業紹介により、正社員雇用につながったフリーター等の件数: 51, 500件
学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率: 95%以上
ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率: 80%
労働局幹部による県内の大学訪問件数: 49校

若者雇用促進法の円滑施行
大学訪問による正社員就職に向けた要請
新規大卒予定者に対する支援
内定者等への支援
フリーター等への支援
若者の職業能力開発の推進 等

【派遣労働者】

目 標

無期雇用派遣の増加: 平成28年度報告数値から10%ポイント増
紹介予定派遣の増加: 全事業所数の 12%

改正労働者派遣法の円滑な施行 等

【有期労働者】

目 標

キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正社員等に転換した労働者の数: 9, 600人

無期労働契約の転換ルール の周知 等

【短時間労働者】

目 標

正社員転換推進措置の履行確保等を目的とする事業所訪問の件数: 2, 750件

パートタイム労働法の周知啓発 等

③ 「多様な正社員」の推進

目 標

短時間正社員制度導入を目的とする事業所訪問の件数: 2, 750件

短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及
キャリアアップ助成金の活用
好事例の収集 等

(2) 待遇改善

目 標

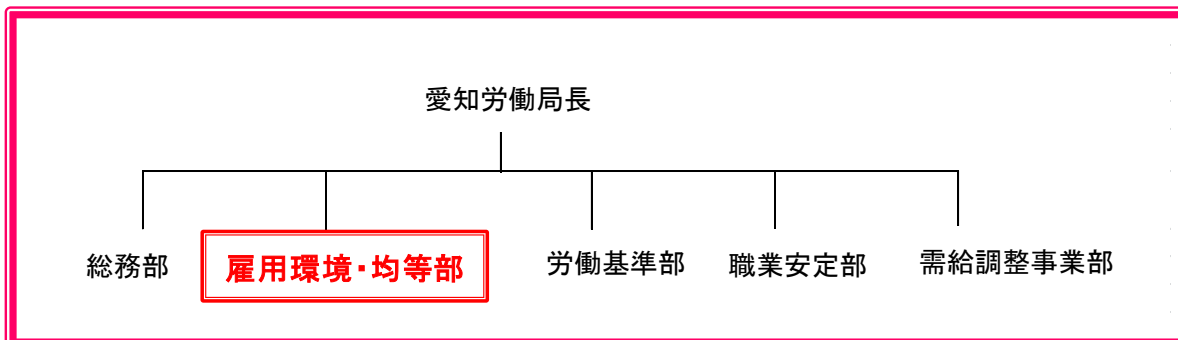
ユースエール認定企業の数: 50社
「パートタイム労働者活躍企業宣言サイト」周知を目的とする事業所訪問の件数: 2, 750件

同一労働同一賃金の推進策
最低陳儀、賃金の引上げ
待遇改善・能力開発の推進
育児休業・介護休業の取得
マタハラ、セクハラ対策
パワハラ予防 等

◆パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化◆

愛知労働局では組織の見直しを行い、4月から「雇用環境・均等部」を新たに設置しました。

【 組織改編のイメージ 】



【 「雇用環境・均等部」 設置による主な効果 】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等部」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等部（室）」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

③ 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等部」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置



【 「雇用環境・均等部」 の所在地・連絡先 】

愛知労働局 雇用環境・均等部

名古屋市中区三の丸2-5-1
(名古屋合同庁舎第2号館2階)

電話 052-972-0252
FAX 052-961-5798

○企画課

【企画係・調整係】

名古屋市中区三の丸2-5-1
(名古屋合同庁舎第2号館2階)

電話 052-972-0252
FAX 052-961-5798

○指導課

【助成金係・指導係】

名古屋市中区栄2-3-1
(名古屋広小路ビルディング11階)

電話 052-219-5509
FAX 052-220-0573

愛知（三の丸庁舎）総合労働相談コーナー

名古屋市中区三の丸2-5-1
(名古屋合同庁舎第2号館2階)

電話 052-972-0266
FAX 052-972-0277

地域訓練協議会において、職業訓練実施計画を確定しました

地方訓練受講者支援室

☎052-688-5755

～愛知県における公的職業訓練の一体的な実施計画を策定～

愛知県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう愛知県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部による公共訓練と愛知労働局による求職者支援訓練の一体的な「平成 28 年度愛知県地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定しました。

平成 28 年度の職業訓練実施計画では、**産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズに対応しつつ、モノづくりを中心とした人材不足が深刻な分野や航空機産業など成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて実施することとしています。**

なお、求職者支援訓練では、地域ニーズ枠として、「航空機製造系コース」、「農業系コース」、「建設関連系コース」で計100名の定員を設定し、開講を予定しています。

また、育児を抱える女性等の訓練機会の提供を目的に、新たに託児サービス支援付きコースや短時間訓練コースの導入も予定しており、引き続き、愛知県及び機構愛知支部を始めとする関係機関の幅広い連携・協力により、愛知県全体の人材育成に取り組んでまいります。

★平成 28 年度計画定員★

	愛知県	機構愛知支部	愛知労働局	計
離職者訓練	5,380名	646名	2,400名	8,426名
在職者訓練	630名	6,192名	—	6,822名
学卒者訓練	200名	30名	—	230名
障害者訓練	650名	—	—	650名
計	6,860名	6,868名	2,400名	16,128名

※求職者支援訓練：雇用保険を受給できない失業者が、早期の再就職のため、無料で職業訓練を受けてもらうと共に、一定の支給要件を満たす場合に職業訓練を受けやすくするために給付金（生活の支援金）を支給し、ハローワークでの就労支援を受けられる制度。

[illegible]

建築・土木系の学生＆社会人のためのスペシャル合同説明会を開催しました

職業対策課

☎052-219-5508

愛知では有効求人倍率が上昇し、雇用情勢が改善している中、建設業等の分野においては人材確保が深刻な問題となっています。

このような状況の中、愛知労働局では業界団体、中部地方整備局と連携して建設業分野の人材確保対策に取り組んでいるところですが、この一環として3月9日（木）、建設業に限定した「合同説明会」を開催しました。

当日は、**３８の建設会社、地方公共団体と２１０名の学生、一般の方**が参加しました。参加者の多くは、いくつものブースを回り、企業が行うPRに耳を傾けていました。愛知労働局は今後とも、様々な分野に対する雇用対策に取り組んでまいります。



企業ブースで直剣に説明を聞く参加者

労働者派遣事業・請負事業の適正化に向けた研修会を開催しました

需給調整事業部

☎052-219-5587

平成27年9月、労働者派遣法が改正され、労働者派遣事業には更に重要な役割が求められているところです。

愛知労働局では、この度3月8日、9日、派遣事業を適正に行っていたかどうかでの留意点等に関する説明会を実施しました。説明会では、改正法の説明以外にも、労働基準法、安全衛生法等、派遣業事者が理解しておかなければならない関係法令についても、説明を行いました。

参加者は、名古屋、刈谷の各市を合わせて1,932社、2,799名で
した。



説明会の様子

★学校・職場内など掲示頂ける場所を募集中！★（全12種 随時紹介いたします。）

知って得する労働法 “36協定”のことで知ってますか？

会社が残業や休日の勤務を命じるためには「36協定」の締結と労基署への届出が必要です。また、36協定の限度時間以内でしか残業できません。（労働基準法第32条、第36条）

・特別条項付き協定
限度時間を超えて延長する場合、特別な事情が必要であり、臨時なもの（一時的又は突発的）で、1年の半分以上を超えない範囲について協定することにより認められます。

具体的な限度時間
1年変形制以外の限度基準 1か月 45時間 1年360時間
1年変形制の限度基準 1か月 42時間 1年320時間

届出の有効期間
過半数を代表する労働組合や労働者との間で協定を定める

厚生労働省 愛知労働局

No. 7

知って得する労働法 “割増賃金”ご存知ですか？

残業には、割増賃金を！

割増賃金 ちゃんとついているかな？

Q. 残業手当の定額支給は、いいのですか？
A. 法定金額を満たし、就業規則などに制度が明記されていることが必要です。月によって計算した法定金額より低い場合は、その差額を支払わなければなりません。（労働基準法第37条）

割増賃金の法定金額

- ①法定労働時間を超えて働く場合（時間外労働）・・・25%以上の割増賃金
- ②法定休日に働く場合（休日労働）・・・35%以上の割増賃金
- ③午後10時～午前5時の間に働く場合（深夜労働）・・・25%以上の割増賃金
- ④時間外労働+深夜労働・・・50%以上の割増賃金
- ⑤1か月60時間を超える時間外労働（中夜企業は、当分の間適用が猶予）・・・50%以上の割増賃金

厚生労働省 愛知労働局

No. 8

知って得する労働法 “有給休暇”を使っていますか？

年次有給休暇については法律で基準が定められています。（労働基準法第39条）

●雇入れの日から起算して6か月間継続して勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を与えなければなりません。

●所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者には、週所定労働日数に応じた比例日数で与えられます。

有給休暇の取得基準

所定労働日数	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
4日	16日～216日	7日	8日	8日	10日	12日	13日	15日			
5日	121日～165日	8日	9日	9日	11日	13日	15日	17日			
6日	73日～120日	9日	10日	10日	12日	14日	16日	18日	20日		
7日	48日～72日	10日	11日	11日	13日	15日	17日	19日	21日	23日	25日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

厚生労働省 愛知労働局

No. 9

知って得する労働法 “労働基準法”は18歳未満の年少者にも適用されるの？

Q. 17歳の高校生が、コンビニで夜12時まで、アルバイトをしてもいいのでしょうか？
A. 高校生等18歳未満の年少者は、深夜（午後10時から翌日5時まで）は、原則として働けません。（労働基準法第56条、第61条）

年少者は、深夜・危険有害業務の禁止され制限があります

注意点

- ・事業場に、年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書）の提出。
- ・酒席に侍する業務や有害物又は危険物を取り扱う業務などは就業の制限。
- ・労働契約の締結や賃金請求は、本人が行う。
- ・1週間に40時間、1日8時間を超える労働時間は残業となり禁止されています。

厚生労働省 愛知労働局

No.10

ご希望のプレート（サイズはA3）を無料で送付致します。是非、ご活用下さい。
詳しくは、愛知労働局 労働基準部 監督課まで。 電話：052-972-0253



～ 今後予定している主なイベントについて ～

4/6(水)	14:00～15:30	労働者派遣事業 新規説明会	名古屋広小路ビルディング6階 需給調整事業部 セミナールーム	需給調整事業部 052-219-5587
5/11(水)				
4/9(土)	10:10～12:00	求職者のための 応募書類作成セミナー	中日ビル10階 ハローワークセミナールーム	ハローワーク プラザ名中 052-252-8619
4/23(土)				

編集・発行 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館2階）
TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798
＜ホームページ＞ <http://aichi-roudoukyoku.jp/site/mhlw.go.jp/>